

特定商取引に関する法律施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○ 特定商取引に関する法律施行令 (昭和五十一年政令第二百九十五号) ..... 1

○特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(契約の申込みの撤回等ができない役務の提供等)</p> <p>第六条 法第二十六条第二項の政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供であつて、役務提供事業者が営業所等(法第二条第一項第一号に規定する営業所等をいう。以下この条及び第十六条の三第四号において同じ。)以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者から役務提供契約の申込みを受け、又はその者と役務提供契約を締結して行うものとする。</p> <p>一 自動車(二輪のものを除く。)</p> <p>二 家庭用電気機械器具(携行が容易なものを除く。)</p> <p>三 家具</p> <p>四 書籍</p> <p>五 有価証券</p> <p>六 レコードプレーヤー用レコード及び磁気的方法又は光学的方法により音、影像又はプログラムを記録した物</p> <p>(適用除外される訪問購入の取引の態様)</p> <p>第十六条の三 法第五十八条の十七第二項第二号の政令で定める</p> | <p>(契約の申込みの撤回等ができない役務の提供等)</p> <p>第六条 法第二十六条第二項の政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供であつて、役務提供事業者が営業所等(法第二条第一項第一号に規定する営業所等をいう。以下この条において同じ。)以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者から役務提供契約の申込みを受け、又はその者と役務提供契約を締結して行うものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>(新設)</p> |
| <p>(新設)</p>   | <p>(新設)</p>  |

取引の態様は、次のいずれかに該当する取引の態様とする。

一 現に店舗において購入を行っている購入業者（次号及び第三号において「店舗購入業者」という。）が定期的に住居を巡回訪問し、物品の売買契約の申込み又は売買契約の締結の勧誘を行わず、単にその申込みを受け、又は請求を受けてこれを締結して行う購入

二 店舗購入業者が顧客（当該訪問の日前一年間に、当該購入の事業に関して、取引（当該取引について法第五十八条の七から第五十八条の九まで、第五十八条の十一若しくは第五十八条の十一の二の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第一号に掲げる行為がなかつたもの）に限り、法第五十八条の六若しくは第五十八条の十の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第二号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対してその住居を訪問して行う購入

三 店舗購入業者以外の購入業者が継続的取引関係にある顧客（当該訪問の日前一年間に、当該購入の事業に関して、二以上の訪問につき取引（当該取引について法第五十八条の七から第五十八条の九まで、第五十八条の十一若しくは第五十八条の十一の二の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第一号に掲げる行為がなかつたもの）に限り、法第五十八条の六若しくは第五十八条の十の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第二号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対してその住居を訪問して行う購入

四 通常売買契約の相手方が物品を処分する意思を有すると認められる場合として主務省令で定める場合において、その売買契約の相手方が購入業者の営業所等以外の場所における取引を誘引することにより行われる購入

(消費者委員会及び消費経済審議会への諮問)

第十六条の四 法第六十四条の規定による諮問は、次の各号(同条第二項の規定による諮問にあつては、第三号を除く。)に掲げる主務大臣が、当該各号に定める消費者委員会及び消費経済審議会に対してするものとする。

- 一 内閣総理大臣 消費者委員会
- 二 経済産業大臣 消費経済審議会
- 三 法第六十七条第一項第六号の当該商品若しくは物品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣 消費者委員会及び消費経済審議会

(販売業者等に対する報告の徴収等)

第十七条 法第六十六条第一項の規定により主務大臣が販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる事項は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

|         |     |
|---------|-----|
| 販売業者    | (略) |
| 役務提供事業者 | (略) |
| 統括者     | (略) |
| 勧誘者     | (略) |

(消費者委員会及び消費経済審議会への諮問)

第十六条の二 法第六十四条の規定による諮問は、次の各号(同条第二項の規定による諮問にあつては、第三号を除く。)に掲げる主務大臣が、当該各号に定める消費者委員会及び消費経済審議会に対してするものとする。

- 一 内閣総理大臣 消費者委員会
- 二 経済産業大臣 消費経済審議会
- 三 法第六十七条第一項第六号の当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣 消費者委員会及び消費経済審議会

(販売業者等に対する報告の徴収等)

第十七条 法第六十六条第一項の規定により主務大臣が販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる事項は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

|         |     |
|---------|-----|
| 販売業者    | (略) |
| 役務提供事業者 | (略) |
| 統括者     | (略) |
| 勧誘者     | (略) |

|               |   |
|---------------|---|
| 一般連鎖販売業者      | (略)   |
| 業務提供誘引販売業を行う者 | (略)   |
| 購入業者          | <p>一 当該購入業者が訪問購入に係る売買契約の締結について行う勧誘に関する事項</p> <p>二 当該購入業者が受ける訪問購入に係る売買契約の申込み又は当該購入業者が行う当該売買契約の締結に関する事項</p> <p>三 当該購入業者が締結する訪問購入に係る売買契約の内容及びその履行に関する事項</p> <p>四 当該購入業者が受けた訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回又は当該購入業者が締結した訪問購入に係る売買契約の解除に関する事項</p> <p>五 当該購入業者が訪問購入に係る売買契約の相手方から引渡しを受けた物品の第三者への引渡しに関する事項</p> |

2 (略)

(密接関係者に対する報告の徴収等)  
 第十七条の二 法第六十六条第二項の政令で定める者は、次の表

|               |     |
|---------------|-----|
| 一般連鎖販売業者      | (略) |
| 業務提供誘引販売業を行う者 | (略) |

(新設)

2 (略)

(密接関係者に対する報告の徴収等)  
 第十七条の二 法第六十六条第二項の政令で定める者は、次の表

の上欄に掲げる者とし、同項の規定により主務大臣が密接関係者に対し報告又は資料の提出を命ずることができ得る事項は、同表の上欄に掲げる者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

|  |   |
|--|---|
| <p>法第四十八条第二項に規定する関連商品の販売を行う者</p>   | <p>(略)</p>  |
| <p>業務提供誘引販売取引に係る業務の提供を行う者</p>  | <p>(略)</p>  |
| <p>購入業者が訪問購入に係る売買契約の相手方から引渡しを受けた物品の引渡し(法第五十八条の十四第一項ただし書に規定する場合におけるものを除く。)を受けた第三者</p>   | <p>その者が引渡しを受けた当該物品の引渡しに関する事項</p>  |
| <p>法第六十六条第一項に規定する販売業者等が行う特定商取引に関する事項であつて、顧客(電話勧誘顧客を含む。)若しくは購入者若しくは役務の提供を受ける者、連鎖販売取引の相手方、業務提供誘引販売取引の相手方又は訪問購入に係る売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる</p> | <p>その者が行う法第六十六条第一項に規定する販売業者等が行う特定商取引に関する事項であつて顧客(電話勧誘顧客を含む。)若しくは購入者若しくは役務の提供を受ける者、連鎖販売取引の相手方、業務提供誘引販売取引の相手方又は訪問購入に係る売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる</p> |

の上欄に掲げる者とし、同項の規定により主務大臣が密接関係者に対し報告又は資料の提出を命ずることができ得る事項は、同表の上欄に掲げる者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

|  |   |
|--|---|
| <p>法第四十八条第二項に規定する関連商品の販売を行う者</p>   | <p>(略)</p>  |
| <p>業務提供誘引販売取引に係る業務の提供を行う者</p>  | <p>(略)</p>  |
| <p>法第六十六条第一項に規定する販売業者等が行う特定商取引に関する事項であつて、顧客(電話勧誘顧客を含む。)若しくは購入者若しくは役務の提供を受ける者、連鎖販売取引の相手方又は業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものを告げ、又は表示する者</p> | <p>その者が行う法第六十六条第一項に規定する販売業者等が行う特定商取引に関する事項であつて顧客(電話勧誘顧客を含む。)若しくは購入者若しくは役務の提供を受ける者、連鎖販売取引の相手方又は業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものの告知又は表示に関する事項</p> |

る重要なものを告げ、又は表  
示する者  
すこととなる重要なものの告  
知又は表示に関する事項

(都道府県が処理する事務)

第十九条 法第七条、第八条、第三十八条、第三十九条、第四十  
六条、第四十七条、第五十六条、第五十七条、第五十八条の十  
二及び第五十八条の十三に規定する主務大臣の権限に属する事  
務並びにその事務に係る法第六条の二、第三十四条の二、第三  
十六条の二、第四十三条の二、第四十四条の二、第五十二条の  
二、第五十四条の二並びに第六十六条第一項から第三項まで(同  
条第六項において準用する場合を含む。)及び第四項に規定  
する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内に  
おける販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖  
販売業者、業務提供誘引販売業者又は購入業者の業務(連  
鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売  
取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。)に  
係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、二以  
上の都道府県の区域にわたり訪問販売に係る取引、連鎖販売取  
引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引若  
しくは訪問購入に係る取引の公正及び購入者等の利益が害され  
るおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処  
するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から  
要請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨  
げない。

2・3 (略)

4 訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に  
係る取引、業務提供誘引販売取引及び訪問購入に係る取引に関

(都道府県が処理する事務)

第十九条 法第七条、第八条、第三十八条、第三十九条、第四十  
六条、第四十七条、第五十六条及び第五十七条に規定する主務  
大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第六条の二、  
第三十四条の二、第三十六条の二、第四十三条の二、第四十四  
条の二、第五十二条の二、第五十四条の二並びに第六十六条第  
一項から第三項まで(同条第六項において準用する場合を含む  
。)及び第四項に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当  
該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括  
者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業者を行  
う者の業務(連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提  
供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うもの  
を含む。)に係るものは、都道府県知事が行うこととする。た  
だし、二以上の都道府県の区域にわたり訪問販売に係る取引、  
連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引若しくは業務提  
供誘引販売取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれが  
あり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特  
に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつ  
たときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

2・3 (略)

4 訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に  
係る取引及び業務提供誘引販売取引に関する法第六十条に規定

する法第六十条に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業者、又は購入業者の業務（連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が行うものを含む。）に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

5・6 (略)

7 第一項から第三項までの規定により法第六条の二、第七条、第八条、第十二条の二、第十四条、第十五条、第二十一条の二、第二十二条、第二十三条、第三十四条の二、第三十六条の二、第三十八条、第三十九条、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十六条、第四十七条、第五十二条の二、第五十四条の二、第五十六条、第五十七条、第五十八条の十二、第五十八条の十三又は第六十六条第一項から第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第四項に規定する主務大臣の権限に属する事務を行った都道府県知事は、速やかに、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

8 (略)

(権限の委任)

第二十条 法第六十七条第二項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める財務局長又は財務支局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一～三 (略)

四 法第五十八条の十二、第五十八条の十三、第六十条及び第

する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業者（連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が行うものを含む。）に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

5・6 (略)

7 第一項から第三項までの規定により法第六条の二、第七条、第八条、第十二条の二、第十四条、第十五条、第二十一条の二、第二十二条、第二十三条、第三十四条の二、第三十六条の二、第三十八条、第三十九条、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十六条、第四十七条、第五十二条の二、第五十四条の二、第五十六条、第五十七条又は第六十六条第一項から第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第四項に規定する主務大臣の権限に属する事務を行った都道府県知事は、速やかに、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

8 (略)

(権限の委任)

第二十条 法第六十七条第二項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める財務局長又は財務支局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一～三 (略)

(新設)



六十六条第一項から第三項までの規定による権限で訪問購入に係る取引に関するもの 当該購入業者がその業務を行う区域を管轄する財務局長又は財務支局長

2

法第六十七条第三項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める経済産業局長に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第六条の二、第七条、第八条、第三十四条の二、第三十六条の二、第三十八条、第三十九条、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十六条、第四十七条、第五十二条の二、第五十四条の二、第五十六条、第五十七条、第五十八条の十二、第五十八条の十三、第六十条並びに第六十六条第一項から第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定による権限で訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引又は訪問購入に係る取引に関するもの 当該販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業者を行う者又は購入業者がその業務（連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）を行う区域を管轄する経済産業局長

二・三（略）

2

法第六十七条第三項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める経済産業局長に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第六条の二、第七条、第八条、第三十四条の二、第三十六条の二、第三十八条、第三十九条、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十六条、第四十七条、第五十二条の二、第五十四条の二、第五十六条、第五十七条、第六十条並びに第六十六条第一項から第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定による権限で訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引又は業務提供誘引販売取引に関するもの 当該販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業者を行う者とその業務（連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）を行う区域を管轄する経済産業局長

二・三（略）